

議案第 15 号

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例  
の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料の改定に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料の細分化を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料  
条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例(令和2年羽曳野市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
-----------------------------	---------

」を

「

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円

」に、

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	168,500円
-----------------------------	----------

」を

「

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,600円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	168,500円

」に、

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	421,200円
-----------------------------	----------

」を

「

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	326,800円
-----------------------------	----------

1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	421,200 円
----------------------------------	-----------

」に

改め、同条第 5 号の表中

「

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円
--------------------------------	----------

」を

「

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円

」に、

「

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	84,900 円
--------------------------------	----------

」を

「

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	64,900 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	84,900 円

」に、

「

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	211,200 円
--------------------------------	-----------

」を

「

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	164,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	211,200 円

」に

改め、同条第 6 号の表中

「

5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円
-------------------	----------

」を

「

1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円

」に、

「

5,000平方メートル未満のもの	271,200 円
------------------	-----------

」を

「

1,000 平方メートル未満のもの	128,600 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	168,500 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	271,200 円

」に、

「

5,000平方メートル未満のもの	600,000 円
------------------	-----------

」を

「

1,000 平方メートル未満のもの	326,800 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	421,200 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	600,000 円

」に、

改め、同条第 7 号の表中

「

5,000平方メートル未満のもの	46,400 円
------------------	----------

」を

「

1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	46,400 円

」に、

「

5,000平方メートル未満のもの	136,200円
------------------	----------

」を

「

1,000平方メートル未満のもの	64,900円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,900円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	136,200円

」に、

「

5,000平方メートル未満のもの	300,600円
------------------	----------

」を

「

1,000平方メートル未満のもの	164,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	211,200円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,600円

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例 新旧対照表

新				旧					
<p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。))が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p>				<p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。))が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p>					
項	区分			金額	項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計			認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))以下この条において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円	1	非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))以下この条において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円

	において同じ。)	その他のもの	モデル 建物法 による もの	省略	
				300 平方メートル未満のもの	101,500 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	128,600 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	168,500 円
		省略			
		その他のもの	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	261,300 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	326,800 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	421,200 円
				省略	
		省略			

備考 省略

(2)～(4) 省略

(5) 法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右

	において同じ。)	その他のもの	モデル 建物法 による もの	省略			
				300 平方メートル未満のもの	101,500 円		
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	168,500 円		
		省略					
		その他のもの	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	261,300 円		
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	421,200 円		
				省略			
		省略					

備考 省略

(2)～(4) 省略

(5) 法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右

欄に定める金額					欄に定める金額						
項	区分			金額	項	区分			金額		
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計			変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計			
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,100 円	1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,100 円		
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円		
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円		
			省略					省略			
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの			51,400 円	その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	51,400 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの			64,900 円			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	84,900 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの			84,900 円			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	84,900 円
				省略						省略	
		その他のもの	その他のもの	300 平方メートル未満のもの			131,300 円	その他のもの	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	131,300 円
				300 平方メートル			164,000 円			300 平方メートル	164,000 円

				ル以上 1,000 平方メートル未満のもの	
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	211,200 円
省略					

備考 省略

(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号)第 46 条の 2 に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第 55 条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 <sup>1</sup> に該当すると認めたもの	1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円
		省略	

				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	211,200 円
省略					

備考 省略

(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号)第 46 条の 2 に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第 55 条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 <sup>1</sup> に該当すると認めたもの		
		5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円
		省略	

2	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000 平方メートル未満のもの	128,600 円
			1,000 平方メートル以上	168,500 円
			2,000 平方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上	271,200 円
			5,000 平方メートル未満のもの	
			省略	
	その他のもの		1,000 平方メートル未満のもの	326,800 円
			1,000 平方メートル以上	421,200 円
			2,000 平方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上	600,000 円
		5,000 平方メートル未満のもの		
		省略		

備考 省略

(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応ずる	1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円

2	その他のもの	モデル建物法によるもの		
			5,000 平方メートル未満のもの	271,200 円
			省略	
	その他のもの			
			5,000 平方メートル未満のもの	600,000 円
			省略	

備考 省略

(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応ずる		

		と認めたもの	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	16,000 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	46,400 円
			省略	
2	その他のもの	モデル建物 法によるもの	1,000 平方メートル未満 のもの	64,900 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	84,900 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	136,200 円
			省略	
		その他のもの	1,000 平方メートル未満 のもの	164,000 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	211,200 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	300,600 円
			省略	

備考 省略

(8) 省略

以下省略

		と認めたもの		
			5,000 平方メートル未満 のもの	46,400 円
			省略	
2	その他のもの	モデル建物 法によるもの		
			5,000 平方メートル未満 のもの	136,200 円
			省略	
		その他のもの		
			5,000 平方メートル未満 のもの	300,600 円
			省略	

備考 省略

(8) 省略

以下省略